

ヘーゲルの所有論 (2)

今村 健一郎

社会科教育講座 (哲学)

Hegel on Property (2)

Kenichiro IMAMURA

Department of Social Studies (Philosophy), Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

序

筆者はすでに今村[2019]で、ヘーゲル『法哲学』の§ 41-58、すなわち、ヘーゲル所有論の総論とそれに続く「占有取得」の検討を行った。本論はその続編として、第1章で「物件の使用」 (§ 59-64)、第2章で「所有の放棄」 (§ 65-71)を、さらに第3章では、ヘーゲル契約論を検討する (§ 72-81)。最終第4章では、ヘーゲルの所有論・契約論に対する総括を行う。第4章ではさらに、ヘーゲルによる結婚契約と社会契約の否定について、彼はその否定の理由を契約自体がもつ反復性という性質からも与え得たということを指摘する。

第1章 物件の使用

第1節 所有の实在としての使用

物件の占有取得は物件に「私のもの」という述語を与える。そこでの私の意志と物件の関係は肯定的である。これに対して、使用とは「物件を変化させ、壊し、消費することをつうじた私の欲求の実現」である (§ 54)。物件は使用において私の意志にいわば無理矢理従わされるのだから、そこでの私の意志と物件の関係は否定的である¹。この否定的側面によって、所有は可視的となる。

「どんな使用もなされない所有を死せる無主の所有と見なし、所有の違法な取得に際しては、それが所有者によって使用されていないことを理由に挙げるとき、使用が所有の**实在的側面**であり**現実性**であるということが表象に浮かんでいる。」 (§ 59, *Anm.*)

無論、使用は意志の現象でしかなく、その意味で意志それ自体には劣後する (*ibid.*)。しかし、所有の意志は所有物の使用によってこそ示され、そして感知される。実際われわれは、その表象において、使用を所有と強く結び付けており、それゆえに使用の不在を所有の不在と見なすのである。使用と所有の関係について、ヘーゲルは次のようにも述べる。

「もしそれ[物件の全範囲における全使用]が私に帰属するのであれば、私はその物件の所有者であり、それについては、その使用の全範囲を超えて他者の所有となりうるものは何ら残ってはいないのである。」 (§ 61)

ある者がある物件の全範囲に亘る全使用権をもつならば、その者こそがその物件の所有者である。よって、この全面的使用権としての所有権とは異なるもうひとつの所有権を想定することは、「空虚な悟性」の所業でしかない (§ 61)。「もし仮に、使用の全範囲が私のもので、しかし抽象的な所有権が他のだれかのものであったならば、物件は私のものでしての私の意志によって完全に浸透され、そして同時に、その中に私にとって浸透できないもの、[すなわち] ある他者のしかも空虚な意志があることになろう…それはひとつの絶対的矛盾の関係である」 (§ 62)。かくしてヘーゲルは、ひとつの物件(土地)に領主の上級所有権と農民の下級所有権を併存させる旧来の分割所有権を退けるのである²。

この使用と所有の強い結び付きから容易に推察されるのは、使用が時効制度の根拠を成すであろうということである。

「使用、利用、ないし他の意志の現われの現在は時間に属する。時間に関しては、客観性とはこの意志の現われの持続である。この持続がないと、物件は意志と占有の現実性が去ったものとして無主となる。それゆえ私は時効によって所有を失ったり手に入れたりする。」 (§ 64)

時効の正当化に際しては、「永続した事実状態を覆すことは社会の一般取引の安全を脅かすことになる」(我妻・有泉[1992]、207頁)という理由を挙げるのが一般であろう³。しかし、ヘーゲルにおいて、時効は取引の安全のための単なる便宜ではない。それは「論争や混乱を断つための顧慮」などではなく、むしろ「所有の实在性という規定、何かを持つようとする意志が外に現れ出ることの必然性の規定に基づく」のである (§ 64, *Anm.*)。所有においては、所有者の所有意志がその物件の使用において客観的に目に見える仕方であることが必要とされる。それゆえ、物権の現在の使用、持続的な使用が失われるならば、物件は所有を離れ、無主に帰すことになる。

所有は使用においてこそ実在的であるというこの原理から、ヘーゲルは、国民の公共記念物が国民の忘却によって無主に帰すことや、著作物の内容が読者に理解されることによって読者の一般所有へと移行することや、永久の不使用ための土地である墓地については、その永続性が保証されないことなどを導いている (*ibid.*)。この原理の根底にあるのは「所有権は生ける者のためにこそある」という洞察であろう。

第2節 使用の所有と価値の所有

物件の完全な使用権はその所有権に等しい。しかし話はそれで終わらず、ヘーゲルはここで、単なる使用のみの所有と価値の所有の区別に言及する。この区別の背景にあるのは、彼の時代にはまだいくらか影響力があった中世の封建的土地制度である。主君が家臣に授けたレーン(封土)について、家臣はその使用を所有してはいるが、しかし価値を所有して

はない。そのため彼はその土地を譲渡・処分できない。彼がレーンに対してもつ権利は譲渡・処分権を含まない所有権であり、それは未だ近代的所有権ではない。

ヘーゲルはここで、使用価値と価値の関係、すなわち、物件どうしを有用性と必要に関して比較することから物件の価値が生じるという次第に言及する。

「物件の特有の有用性は同時に量的に規定されたものとして、同じ有用性をもつ他の諸物件と比較可能であり、また、物件が役に立つ特有の必要も同時に必要一般であり、その点でその特殊性に従って、同様に他の諸々の必要と比較可能である。そして、それにより、物件もまた他の諸々の必要にとって有用であるような物件と比較可能なのである。物件のこの普遍性においては、その単純な規定性は物件の個別性から生じ、そして同時に、その特有の質が抽象されるのだが、物件のこうした普遍性は物件の価値であり、そこにおいて物件の真実の実体性は規定され、かつ意識の対象なのである。」 (§ 63)

物件間の質的差異は、有用性と必要性の比較をつうじて価値の量的差異へと転じ、解消される。その比較は専ら物件の交換(売買)を機会とするのだから、この「比較による価値の抽出」の議論は、内容からして、次章「契約」に置かれるのが本来である(実際、「契約」章 § 63 では物件の価値が再論される)。しかしヘーゲルは、使用価値(有用性と必要性)こそが価値の源泉であることを示すため、ここでこの議論を持ち出しているものと思われる。問題は、この議論を提示するヘーゲルの意図が不明だということである。

もし仮にヘーゲルが「使用価値は価値の源泉である」ということから、「物件の使用の所有者は、ゆえにその価値をも所有する」という帰結を導出したならば、それは「完全な使用権は所有権に等しい」という先の主張と整合的である。しかし、そうはならない。実際のヘーゲルは、「比較による価値の抽出」に続けて、「私は物件の完全な所有者として、物件の使用についてと同様にその価値についても所有者である」と述べるにとどまる。この叙述を「物件の使用の所有者はその価値をも所有する」という趣旨の主張と解したいところだが、しかしそれは、唯一の可能な解釈、正確な解釈ではない。彼はさらに続く § 63, *Anm.* で、レーンをもつ家臣は、物件の単なる使用を所有するだけで価値の所有者ではないと述べているが、これは単なるレーンの説明にすぎない。では、この説明の意図はレーンの追認なのか？それとも遠回しの批判なのか？ちなみに、レーンと同じく前近代的なローマ法上の所有権を § 62 で検討する際のヘーゲルの態度は、レーンの説明のときとは違って、明らかに批判的である。では、この違いは何に由来するのだろうか。

第2章 所有の放棄

第1節 放棄・譲渡可能性

私は物件に自らの意志を置き入れることによって、それを所有する。であるならば、同じく意志によって私はその物件の所有を放棄できるはずである。

「私の所有を私は自分の外へと放棄することができる。というのも、その中に私が自分

の意志を置き入れるかぎりにおいてのみ、それは私のものだからである。—それゆえ私は、私の物件一般を無主のものとして私から去らせ(*derelinquiere*)、あるいはそれをある他者の意志の占有へと譲り渡す。—しかしその物件が、その本性上、外面的なものであるかぎりにおいてであるが。」 (§ 65)

「放棄」には、単に何かを捨て去ることだけでなく、他者への譲渡も含まれる。これは無論、後の「契約」章での交換の議論を予想してのことである。所有の放棄・譲渡については、それこそが「真の占有獲得である」と意義付けられる (§ 65, *Zusatz*)。というのも、後に見るように、ある者によるある物件の放棄ないし譲渡が成就することによってはじめ、その者がその物件の所有者であったことが遡及的な仕方でも客観的に確立するからである。それゆえ、物件の放棄ないし譲渡可能性の要件としての物件の「本性上の外面性」が、ここでの要点となるであろう。

ヘーゲルは「物件は一般的な意味において自由にとって外面的なものとしての物件であって、それには私の身体、私の生命もまた属する」と述べている (§ 40, *Anm.*)。ここから「本性上の外面性」とは「自由にとっての本性上の外面性」であると判明する。物件は総じて自由にとって外面的であり、外面的なものこそが物件である。それゆえ、ある者が物件を放棄・譲渡したとしても、その者の自由は損なわれない。

物件が「本性上」(*ihrer Natur nach*)外面的であるとは、素朴な理解では、放棄や譲渡を行う以前に物件の外面性が予め定まっているという意味である。であるならば、外面的でなく、放棄・譲渡できないことが予め定まっているものもあるはずである。そのような外面化不可能なものリストを、ヘーゲルは以下のように提示している。

「それゆえ、私の人格性一般や私の普遍的な意志の自由や倫理や宗教など、私の最も固有な人格と私の自己意識の普遍的本質を成している財産あるいはむしろ実質的な諸規定は、譲渡できないのであり、同様にそれらに対する権利も時効にかからない。」 (§ 66)

私の人格や自由意志や道徳的・宗教的信念などは、私の人格にとって内面的(=私そのもの)であるから、外面化して放棄・譲渡することができない。つまり、それら人格の本質的構成要素は物件とはなりえない。よって、それらを所有物として語ることは不適切である。そのことは、上の引用箇所において、人格の本質的構成要素を一度「財産」と呼んだ直後に「あるいはむしろ実質的な諸規定」と言い換えていることに現れている。しかし、物件と呼ぶのは不適切だという点では、上の「私の身体、私の生命」 (§ 40, *Anm.*)も同様である⁴。私の生命と身体も、実のところ私にとって外的ではない。にもかかわらず、ヘーゲルが敢えてそれらを「財産」や「物件」と呼ぶのは、「人格的権利は本質的に物件的権利である」という発言との整合性を考慮してのことであろう (*ibid.*)。『法哲学』の叙述の順序では、人格はまず所有者として立ち現れる。この『法哲学』のストーリーを維持するためには、実際には放棄・譲渡不可能な生命や身体や人格の本質的構成要素を無理にでも物件として語るねばならない⁵。

私の精神と身体の総体は私自身であるのだから、外化・譲渡できようはずもない。しか

し、私の活動やその成果の部分的譲渡、つまり期限付きの役務の提供と労働生産物の一部譲渡ならば可能である。

「私の特殊な身体的・精神的技能と活動の諸可能性については、個々の生産物と時間で制限された他者による使用を私は譲渡できる。なぜならば、それらはこの制限によって私の全体性と普遍性に対するある外面的な関係をもつことになるからである。」 (§ 67)

かくして賃労働が可能となる。これに対し、私の活動とその成果の全部譲渡は、私を奴隷の身分へと貶めること、すなわち、私から所有主体性を奪い、私を単なる一個の所有物へと貶めることであるから、それは不可能である (*ibid.*)。このことは、物件に関して、その全面的な使用はもはやその所有に等しいということと事情を同じくする。「ある力の外面化の全体はその力そのものであり、偶有性の総体は実体であり、特殊的なものの総体は普遍的なものである」 (§ 67, *Anm.*)。

私の活動の全面的譲渡が奴隷状態であるならば、その全面的放棄は自殺である。われわれは自らを奴隷に貶めることができないのと同様に自殺する権利をもたない。

「外的活動の包括的全体、すなわち生命は、それ自身がこのものであり直接的である人格性に対して何ら外的なものではない。生命を放棄ないし犠牲にすることは、この人格性の現存在であるよりも、むしろその反対である。それゆえ私は生命の放棄に対しては何の権利ももっていない。」 (§ 70)

生命の放棄は私自身の消去であり、私はその権利をもたない。というのも、「人格が自分の上にひとつの権利をもつ」というのは「ひとつの矛盾」でしかないからである (§ 70, *Zusatz*)。ヘーゲルの立場では、現代で言うところの「自己所有権」は矛盾として退けられねばならない⁶。

第2節 知的所有

ヘーゲルはこの「所有の放棄」の箇所では知的所有権・著作権についても論じている。

「精神的生産における固有なものは、外面化の方式をつうじて、直接に物件のそのような外面性へ転化しうるのであり、その物件はいまや他者によっても同様に生産されうるのである。かくして今度の所有者は、その物件の獲得によって、伝達された思想や技術的発明を自らのものにできる。(作家の著作の場合)その可能性が、一部にはその獲得の唯一の規定と価値を成す。それに加えて同時に彼は、自らをそのように外面化し、そのような物件を多重に生産する普遍的な方式を占有することになるのである。」 (§ 68)

知的生産の場合、生産者の固有性はその生産物に直接的に外面化される。知的生産物の複製を獲得した者は、その生産物に体现された思想や発明や意匠などのアイデアを自らの所有にできる。たとえば、人は入手した思想書を読んで、その内容を理解することで、そ

れを我がものにする事ができる。そしてそれこそがまさに、その思想書の価値である。同時に彼は、それを複製することができるようになる。ただ、ひとくちに知的生産物といっても、芸術作品のように複製に熟練を要するものから文芸作品のように機械的に複製可能なものまで程度の幅がある (§ 68, *Anm.*)。

複製可能な知的生産物の場合、その所有について「個別のもの」と「普遍的な方式」を区別する必要がある。たとえば、一冊の本(コピー)の所有権はそれを書店で購入した者に帰属するのに対し、その本のコピーライト(いわばタイプの所有権としての著作権)は著者に帰属する。ヘーゲルは、知的所有に関するこの区別—彼の言葉では「物件の所有権と、物件と共に与えられる、それを再生産する可能性との分離」—について、それは「完全で自由な所有を廃棄するのではないか」との懸念を表明する (§ 68, *Anm.*)。しかし他方で、「学問と技芸の助成」のためには「普遍的な方式」の原作者を保護する必要があるとも主張する (*ibid.*)。かくしてヘーゲルは、知的所有権保護の問題に直面することになる。

問題の本質は、知的生産物は自然な排他性をもたないため、「他の諸個人によって把握され、彼らの表象、記憶、思考などによって所有される定めにある」ということにある (*ibid.*)。学問であれ技芸であれ、アイデアの伝達は総じて、それを教えることと学ぶこと、すなわちアイデアの再生産の繰り返しである。しかし、その再生産は概して原型に完全に忠実ではない。むしろ再生産者の(避けられない)独自性の介入によって、原型にいくらかの変容が生じるのが通常である。では、そのような独自性が混入した場合、それは別の新たなアイデアの創造だろうか?それとも、そこで新規性を標榜することは単なる剽窃だろうか?無論これは、程度を容れる問題である。よってそれは、「正確な規定によって示されるものではなく、またそれによって法的に確定されるものではない」。ヘーゲルによれば、剽窃は名誉の問題であり、それは名誉によって抑止されねばならない。法は著作権の保護を非常に限定された範囲で果たすにとどまる (*ibid.*)。

第3章 契約

第1節 承認の契機

§ 41以降の「所有」章におけるヘーゲルは、所有があたかも物件とその所有者のみから成る二項関係であるかのように論じていた⁷。しかし実際には、所有とは、物件の利用に関して人びとの間に成立している関係である。その点を考慮するならば、所有は物件とその所有者だけでなく、所有者にとっての他者をも項とする三項関係である。このことは所有章から契約章への橋渡しをする § 71 で明らかにされる。

「この媒介、すなわち、所有をもはや単に物件と私の主観的意志のみによってもつのではなく、同様に他の意志によっても、したがってある共通の意志によってもつことが、契約の領域を成す。」

物件とそれに対する私の所有意志だけでは所有は成立しない。加えて必要なのは、その私の意志を承認する他者の意志である。私がある物件を所有することに関して私の意志と

他者の意志が共通となること—これこそが所有における契約の契機である。

所有が契約によって成立する次第が顕著に見いだされるのは、物件の交換・売買の場面である。ここでは、私が物件を譲渡すること（「所有者であることをやめる（こと）」）によって、私とその物件の所有者であったことが確立するという「矛盾」が露わとなる。

「所有の現存在の側面ないし外面性の側面は、もはや単にある物件だけではなく、ある（したがって他の）意志の契機を自らの内に含んでいるのだが、その所有は契約をつうじて成立する。—それは次のような過程、すなわち、私が他の同一な意志の内へと所有者であることをやめるかぎりにおいて、私は対自的に他者の意志を排除する所有者であり、そしてあり続けるという矛盾がそこで現われて媒介される過程である。」（§ 72）

所有は単なる物件の占有ではなく、それは他者の意志、他者からの承認の契機を含んでいる⁸。そして契約には、それをつうじて今や新たに自分の所有物となった物件ないし貨幣が、契約前は相手方の所有物であったことへの相互承認が含まれる。契約が含むこの当事者間の相互承認によって、所有が遡及的な仕方でも客観的に確立するのである。

第2節 契約における相互承認

先に引いた§ 72での「所有は契約をつうじて成立する」という言葉は、＜所有はそれに先立つ人びとの間での契約に基づく＞という所有正当化の主張（契約説）と理解されてはならない⁹。

物件の所有は、所有者本人を除く全ての人びとに対して、その物件への不干渉を義務付けるものである。ではなぜ人びとは、そのような義務を一方的に負わねばならないのだろうか。この問いに対する合理的回答として容易に思い浮かぶのは、「その義務を負うことに人びとが同意しているからだ」というものであろう。カントの所有正当化論は、まさにその発想に基づく「契約説」である。カントは『人倫の形而上学・法論』での所有論において、まず「根源的・全体的占有」という前提を立てる（MSR § 13）。それは全人類による地上全体の共同的占有であり、全ての法的行為に先行する。次いでカントは、物権（所有権）を「私が全ての他者と共に（根源的ないし設立された）全体的占有をしているある物件を私的に使用する権利」と定義する（MSR § 11）。そのような私的・排他的使用権としての所有権は、地上全体を共同で占有している全人類の同意に基づかねばならない。

「一方的意志によっては、私はいかなる他者もある物件の使用を控えるように拘束することはできない。いかなる他者もそれに対して何の義務も負ってはいない。それゆえ、全体的占有における万人の合一した意志によってのみ、それは可能である。」（MSR § 11）

「万人の合一した意志」が所有権の可能性条件として論理的に先行していなくてはならない。だが注意すべきは、ここでの「万人」とは、他の全ての者と共にすでに全地上を共同占有している個々人の全体だということである。彼らは最初から（アプリアリ）地球の共有者として登場している。しかしこの想定は、ヘーゲルの所有論、すなわち、「自由意

志としての個人は最初に所有者として現存在を獲得せねばならず、そのために所有の獲得へと赴く」という『法哲学』のストーリーとは明らかに相容れない。

先に述べたように、契約(交換や売買)には、それをつうじて今や新たに自分の所有となった物件や貨幣が、契約前は相手方の所有物であったことへの相互承認が含まれる。これは同時に、相手方がその物件や貨幣の所有者であったことへの相互承認でもある。つまり、所有権も所有主体としての人格も、契約をつうじて同時に一挙に確立するのである。契約における所有主体の確立について、ヘーゲルは以下のように述べる。

「私はある所有を外面的な物件として譲渡できるだけでなく、概念によって、それを所有として譲渡しなくてはならない。それによって私には私の意志が現存在しているものとして対象的となる。しかし、後者の契機によれば、私の意志は譲渡されたものとして、同時に他の意志である。このことの内での概念の必然性は実在的なのだが、それは異なる意志の統一である。」 (§ 73)

難解な記述だが、契約は当事者間での「意志の統一」であり、契約における譲渡によって「私の意志」は「現存在」し、「対象的となる」というのがポイントである。より分かりやすいのは以下の記述である。

「人格は自己を自己から区別しつつ他の人格に対して振舞う。しかも、どちらの人格も単に所有者としてのみ、互いにとって現存在をもつ。それらの即自的に存在する同一性は、共通の意志によって、そしてそれらの権利を保持しつつ、一方の所有の他方の所有への移行をつうじて存在を保持する。すなわち契約において。」 (§ 40)

所有と所有主体としての人格は契約当事者間の相互承認によって成立する。「所有は契約をつうじて成立する」というヘーゲルの言葉はこの成立の次第を指示しているのであって、それは<所有は契約に基づく>という所有正当化の主張ではない¹⁰。

第3節 価値の抽出

契約とは当事者間の意志の統一である。この統一において契約当事者それぞれの意志の区別と独自性は放棄されるのだが、しかし同時に、この段階では、それぞれの意志は対自的に独自であり続ける (§ 73)。つまり、契約において各当事者の意志の独自性は放棄されつつも残存する。ここでヘーゲルが指摘したいのは、買い物における消費者の行動に示されるような契約の偶然性である。契約の出発点は各当事者の気まぐれな意志(恣意)である。そのような恣意の統一から生み出されるのは単なる共通の意志、すなわち単に偶然的な利害の一致にすぎない。よってそれは、未だ即かつ対自的に普遍的な意志ではない (§ 75)。ヘーゲルは、契約のこの恣意性を理由に、結婚を一種の契約と見なすこと(カントの結婚論)と、国家を契約の産物と考えること(社会契約説)を退ける (§ 75, *Anm.*)。

§ 63ですでに述べられていたように、売買を典型とする双務契約(ヘーゲルはこれを実質的契約と呼ぶ)では、物件ごとに異なる外面的な質から価値が区別され抽出される。

「実質的契約において各当事者は、それをもって〔契約に〕入り、そして同時にそれを手放すところの同一の所有を保持する。それゆえ、その同一にとどまるものは、契約において、即自的に存在する所有として、交換においてその所有者を変える外面的な物件から区別される。前者は価値であり、価値において契約の対象物は、物件がもつ全ての質的で外的な相違のなかで互いに同等である。価値は物件の普遍的なものである。」 (§ 77)

交換の結果、各当事者が手にする物件は形を変えるのだが、その価値の量は依然として同じであるとヘーゲルは言う。そして続く § 77, *Anm.* では、この「等価交換」がローマ法における「莫大損害」¹¹の源泉になっていると説く。問題はこの等価交換の解釈である。

ここでヘーゲルは、当事者間で交換が成立したならば、そこで交換された物件の価値は等価と見なされると言っているのではない。そうではなく、各物件は量的に比較可能な価値を本来的に備えており、価値の等しい物件どうしが交換されると言っているのである。そうでなければ、ヘーゲルがここで莫大損害の法理—それは物件に「本来の価値」を想定し、その価値の半分を超える損害を「莫大」と認定する—to言及することの説明がつかない。しかし、単独の契約だけを見て、それが莫大損害を生み出しているかどうかを判定することはできない。契約の適不適の判定には評価基準が必要である。その基準は数多の契約事例の集積によって形成される「相場」以外にないであろう。こう解釈するならば、等価交換の主張は、契約事例の集積によって相場(=本来の価値)が形成されるという当然のことを述べているにすぎなくなる。しかし別の解釈も可能である。ヘーゲルは、交換が成立したからには、当事者双方ともその交換から同じ量の利益を得たに違いないと考え、そこから等価交換の主張を導いたという解釈である。たしかに交換は当事者双方に利益を生み出すからこそ行われるのだが、しかし、そのことから両当事者の利益の等価性は帰結しない。というのも、交換によって一方が他方よりも多くの利益を得ているかもしれないからである。なによりも、二物が本当に等価であれば、そもそも交換する意味がない。よって、ヘーゲルの等価交換の主張は、契約事例の集積が相場を形成するという当然事を述べているだけだと言わざるをえない。

第4節 約束と契約

契約の実質は合意としての共通意志なのだが、その意志には「身振りや他の象徴的行為による正式の手続き」をつうじて「約定」の表現が与えられねばならない (§ 78)。

「単なる約束と契約の区別は、前者では、私が贈与、行為、履行しようとすることは、ある未来のこととして言表されていて、未だ私の意志の主観的規定にとどまっており、それゆえに私はまだそれを変更できるということに存する。これに対して、契約の約定 (Stipulation) は、すでにそれ自体が私の意志決定、すなわち、私は私の物件を譲渡し、それはいま私の所有であることをやめたということ、私はすでにそれを他者の所有と認識しているという意味の意志決定の現存在である。」 (§ 79, *Anm.*)

ヘーゲルは、単なる主観的意志の表明としての約束と、意志決定の現存在としての契約

を区別し、前者は拘束力をもたない—「私はまだそれを変更できる」—が、後者は拘束力を有すると言う。しかし、実際には単なる約束にも拘束力はあるのだから、この発言はミスリーディングである¹²。それはさておき、ここでのヘーゲルは、単なる約束にもある道徳的拘束力ではなく、約束にはないが契約にはある法的拘束力(これによって、契約が守られない場合は法に助力を求めうる)について専ら述べていると考えるべきである(それは、§ 79本文末尾の「それゆえ私は約定によって直接に給付の法的義務を負っている」という文言からも明らかである)。

ヘーゲルはここで、未来と現在完了の二つの時制を対比させ、約束は未来に関する言表だから変更可能だが、契約はすでに完了した意志決定の表示だからもはや変更不可能であると述べているかのようだが、だとすればこれもミスリーディングな説明である。というのも、第一に、約束は単なる未来の意向の表明ではないし、第二に、契約もまた未来の意向に関わりうるからである。実のところ、約束も契約も本質的には同じ言語行為である。両者共に、単なる自己の意志の表明(「私は〇〇するつもりだ」)ではなく、その意志へと自らを義務付ける言語行為なのである¹³。それゆえ、(ヘーゲル自身もここでは正しく理解しているように)問題は意向ではなく権利である(*ibid.*)。約束と契約の間に概念上の違いはない。だとすれば、契約だけが法的拘束力を有することの理由は、専らその違いを生み出す法制度—それは契約に対してのみ「身振りや他の象徴的行為による正式の手続き」を形式的要件として求めていた—に帰せられねばならない。

ヘーゲルは§ 80で契約の種類を区分しているが、その中で、遺言による財産処分は単に実定法によって制度化されているにすぎず、契約の概念には含まれないと述べている。それゆえ、遺言に対するヘーゲルの態度は一様に冷淡であり、「イギリスでは…無数の下らない思い付きが遺言に結び付けられる」という軽蔑まじりの発言さえ残している(§ 180, *Zusatz*)。ヘーゲルにとって遺言は、故人の単なる恣意の産物にすぎない。「そのような恣意は、それ自体では、家族の権利自体よりも尊重されるべきものを何も含んでおらず、むしろその反対である」(§ 180, *Anm.*)。われわれはここで、<所有権は生ける者のためにこそある>というヘーゲルの根本洞察を再度確認することができるであろう。

第4章 総括

人はみな、他人を人として認め、かつ、他人から人として認められねばならない。これは社会の前提である。その際の「人として認める(認められる)」とは「自由な意志をもつ者として認める(認められる)」と同義である。それゆえヘーゲルの法哲学では、人間は専ら一般的な自由な意志としてのみ考察され、人間がもつ他の諸側面は捨象される。

人間が自由な存在であるということは、人間が権利をもつ者(権利主体)であるということと同義であり、そして、権利とは何よりもまず所有権である。つまり、自由意志として「存在」する者は「所有」する者なのである。それゆえヘーゲルの法哲学では、個人はまず、一個の所有主体として社会に現れねばならない。所有は要請されるのである。よって、一個の所有主体として認められること、すなわち「承認」こそが第一の問題なのであって、何をどれだけ所有すべきか(配分の問題)は、その次の問題である(にすぎない)。ヘーゲル

自身の言葉では、「私が所有を占有すること」こそが「理性的なこと」なのであって、「私が何をどれくらい占有するか」は「ひとつの法的偶然」にすぎない (§ 49)。

人間の存在を所有として語るうえでは、所有物は譲渡や処分ができるということが最大の問題になる。人はさまざまな物件を幾度も獲得したり譲渡したり放棄したりする。そして、それら数々の所有の得喪のなかで、人は次第に、あるいはときに急激に変容する。しかしながら、変容を被る主体そのものは、その変容を貫いて、自由な個人としての同一性を保持しなくてはならない。それゆえ、その同一性を損なうような物件の譲渡・処分は許されない。譲渡・処分が許されない物件として、ヘーゲルは、生命・身体・自由(その一部ではなく全体としての個人の自由)・倫理・宗教などを挙げる。このリストを網羅的と考える必要はないだろう。どんな物件が譲渡・処分できないかということよりも、人格同一性を損なうような譲渡・処分は許されないということの方が肝要である。

しかし、事の発端はやはり、所有の語りそのものにこそある。個人は一個の所有主体として社会に現れねばならない。この要請から、自由な個人のあらゆる要素、譲渡・処分すべからざる人格の本質的構成要素までもが、一旦は譲渡・処分可能な物件として語られねばならないのである。だからヘーゲルは「人格的権利は本質的に物件的権利である」と言わねばならない (§ 40, *Anm.*)。この発言は、人格にとって譲渡・処分すべからざるものも実は(やはり当然)譲渡・処分できてしまうということ、所有はそのような危うさを孕んでいるということをわれわれに伝えている。所有すること(所有主体)と所有されること(所有対象)の境界は、実に紙一重なのである。金銭の所有(*possess*)への過度の執着によって金銭に憑りつかれる(*possessed*)守銭奴は、このことをよく体現している。

所有は危うさを孕んでいる。だがそれでも、人格が所有する側で物件が所有される側であることは絶対でなくてはならない。ヘーゲルはこれを「全ての物件に対する人間の絶対的専有権」と表現する (§ 44)。物件は契約をつうじて何度でも遣り取りされるが、人格はその無数の遣り取りを貫いて、所有主体としての同一性を保持しなくてはならない。しかし実は、その遣り取りこそが、人格を現出させ、その同一性を保持している当のものなのであった (§ 40, 73)。それと共に、契約による物件の遣り取りからは、物件の普遍である「価値」が抽出される (§ 77)。人格と価値は契約において同一の機序で生み出されるのである。ヘーゲルによれば、契約とは当事者の恣意に発する合意(利害の偶然の一致)であり、だからそれは未だ普遍的意志とは言えない単なる共通意志にすぎないのであった。しかし、恣意に発する契約は、価値という普遍を生み出す。であるならば、同じ機序で生み出される人格もまた、恣意が生み出すひとつの普遍であると言うべきであろう。

個別の契約の反復から、その反復を貫く普遍としての価値と人格が立ち現れる。しかし、その契約の対象に人格の本質的構成要素が選ばれたならば、それによって所有主体としての人格が失われ、契約の反復性も失われる。奴隷契約はそのような契約の典型例である。よって、恣意に発する契約の対象となりうるのは外面的な物件に限られる (§ 75)。しかし、何が外面的なのかが予め明確に決まっているわけではないだろう。先にも述べたように、ヘーゲルが掲げる譲渡・処分不可能な物件のリストを網羅的と考える必要はない。ある契約の結果、人格が損なわれ、したがってまた契約の反復可能性が失われたならば、その契約の対象は外面化不可能な物件だったのである(したがって、物件が「本性上」外面的か

どうかを言うことの実践上の意義は限定的であろう)。

契約とは本来的に反復するものである。であるならば、反復性と相容れない契約は、実は契約とは呼びえない出来事だと言うべきである。奴隷契約が否定されるのは、それが所有主体としての人格を消去し、それによって契約の反復性を失わせるからであった。反復性がないという点では、ヘーゲルが否定する結婚契約や社会契約も同じである。本論は、契約の反復性に注目することで、ヘーゲルがそれらを否定すべき理由を一定程度説明できるのではないかと考える(無論これは、ヘーゲル自身の説明の仕方ではないのだが)。

ヘーゲルは結婚について、それは「ひとつの人格を形成すること」に対する「二つの人格による自由な同意」であると言う(§ 162)。契約には当事者として対峙する二つの人格が必要なのだが、結婚では、その人格の対峙を放棄し、ひとつの人格になることが二人の間で同意される。よってそれは、二人の間での同意である点で「契約である」のだが、その内容が契約当事者として対峙することの放棄である点で「契約ではない」という特異性をもっている。(奴隷契約の結果が一方の人格の消去であるのに対し、)結婚の結果は人格の合一である。それゆえに結婚は、契約がもつべき反復性をもたない。この点を捉えるならば、結婚を契約とは見なしえないことになる。

契約の反復は人格と価値を生み出す。では反復される契約自体は何が生み出すのだろうか。契約の反復可能性の条件とは何か。個別の契約自体は、その反復可能性の条件ではありえない。契約は当事者間の利害の偶然の一致によって成立し、契約後の当事者はそれぞれに満足を得る。人はそのような満足を常に期待できるからこそ、繰り返し契約関係に入るのである。だが、その期待可能性を保障し、それによって人を契約の反復へと向かわせるのは、ヘーゲルにおいては、契約がもつ普遍的形式であって、個別の契約行為ではない。当事者間の利害の偶然的一致は個別の契約行為を生み出しはするが、契約における期待可能性を保障する普遍的形式を生み出すことはできない。偶然はここでは普遍を生み出さないのである。その普遍的形式を与えるのは、ヘーゲルによれば、単なる約束とは異なる契約にのみ求められる「身振りや他の象徴的行為による正式の手続き」なのであった(§ 78)。

契約当事者の恣意や利害は、契約の普遍的形式を与えない。それは当事者の外から与えられる。そのような形式を、われわれは「制度」と呼ぶことができるだろう。このように、契約の反復可能性条件の考察からは、契約当事者の外側から契約に普遍的形式を与える存在が示唆される。その普遍的形式を与える役割は、ヘーゲルにおいては国家に帰せられる(§ 298)。かくしてヘーゲルは、所有の中に契約の契機があることを指摘したように、契約の反復性からその可能性条件である契約の普遍的形式(=法制度)の存在を、そしてさらに、その普遍的形式を契約当事者の外部から付与する国家の存在を示唆し、それによって、国家を契約に基づける議論を退けることもできたであろう¹⁵。

【参考文献】

(本文中で言及した文献のみ記載した。なお、引用箇所[]内は、筆者による補足である。)

ヘーゲル・カントの著作

参照・引用は以下のテキストに依る。『法哲学』の参照・引用箇所は節番号にて指示する。節番号の後の *Anm.* は「註」を、*Zusatz* は「補遺」をそれぞれ意味する。『人倫の形而上学・法論』は *MSR* と略記し、節番号にて参照・引用箇所を指示する。

ヘーゲル『法哲学』：*Grundlinien der Philosophie des Rechts* (Werke in 20 Bänden, Bd. 7, Suhrkamp)

カント『人倫の形而上学・法論』：*Die Metaphysik der Sitten* (Werke in 12 Bänden, Bd. VIII, Suhrkamp)

その他の文献

アヴィネリ・シュロモ[1978]『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未来社 (Avineri, S. [1972], *Hegel's Theory of the Modern State*, Cambridge U.P.)。

グローチウス[1950]『戦争と平和の法 第一巻』、全三巻、一又正雄訳、巖松堂 (Grotius, H., *De Jure Belli ac Pacis Libri Tres* [1625年初版])。

Hume, D. [2000], *A Treatise of Human Nature*, Norton, D. F. and Norton M. J. (eds.), Oxford U. P.

今村健一郎[2019]「ヘーゲルの所有論」『愛知教育大学研究報告, 人文・社会科学編』第68輯、愛知教育大学。

Kant, I. [1963], *Lectures on Ethics*, (trans.) Infield, L., Harper & Row, Publishers.

加藤尚武[1999]『ヘーゲルの「法」哲学(増補新版)』青土社。

クリンゲンベルク・ゲオルク[2001]『ローマ債権法講義』瀧澤栄治訳、大学教育出版。

村上淳一[1979]『近代法の形成』岩波書店。

Ryan, A. [1984], Hegel on work, ownership, and citizenship, in Pelczynski, Z. A. [1984], *The State and Civil Society*, Cambridge U.P.

サール・J. R. [1986]『言語行為』坂本百大・土屋俊訳、勁草書房 (Searle, J. R. [1969], *Speech Acts*, Cambridge U. P.)。

我妻榮・有泉亨[1992]『民法1 総則・物権法』第4版(新版)、一粒社。

- ¹ ヘーゲルはこの関係を「質料は私に抵抗する」とも表現している (§ 52, *Anm.*)。
- ² ヘーゲル所有論のドイツ法制史上の意義については村上[1979]108-9頁を参照のこと。
- ³ たとえばヒュームは時効について、「時とともに最初の占有の権原が曖昧になり、それに関して生じうる多くの争いを決定することが不可能になるということがしばしば起こる。その場合、長期の占有ないし時効が自然に生じ、人に彼が享受する物の十分な所有権を与えるのである」と述べているが (Hume [2000], p. 326)、これも同様に、係争を回避し、以って取引の安全を確保することに時効の正当化理由を見出しているものと解しうる。
- ⁴ ヘーゲルの身体所有論に対する批判として、今村[2019]を参照されたい。
- ⁵ 以下のライアンのコメントはこのヘーゲルの「無理」を衝くものである。

「これは結局、言葉のいかなる有用な意味においても生命や自由は単に所有物ではないという結論であろう。しかし、この結論を引き出すならば、人格が最初に存在するのは所有主としてであるというヘーゲルの主張に固執するのはいくらか困難になってしまう。」(Ryan [1984], p. 187)

- ⁶ 自己所有権を矛盾として退ける点では、ヘーゲルはカントの継承者である。カント曰く、「人は自分自身を処分できない。なぜならば、人は物件ではないからである。人は自分自身の所有物ではない。そのように言うならば彼は自己矛盾しているであろう。というのも、人が人格であるかぎり、彼は物件の所有権が付与されうる主体なのであり、もし彼が自分自身の所有物であったならば、彼は自分がそれに対して所有権をもちうるような物件だということになろう。しかし、人格は所有物ではありえないし、所有されうる物件ではない。というのも、人格かつ物件であること、すなわち所有者かつ所有物であることは不可能だからである」(Kant [1963], p. 165)。カントはこう述べた後、人は自己所有権をもたないのだから、人には自分の四肢や歯を売る権利や売春する権利はないと論じる。
- ⁷ 「所有は意志の物件に対する関係の内にそのより詳細な規定をもっている。」 (§ 53)
- ⁸ 「占有は、他人がそれを占有として承認することを通して所有になる…」(アヴィネリ [1978], 146頁)。
- ⁹ グロティウスは所有の起源を契約に求める契約説の主唱者である。それによると、「(所有は)分割によるように明示的なるか、或は占有によるように黙示的な一種の協約によって生じた」(グローチウス [1950], 271-2頁)。
- ¹⁰ もっとも、市民社会成立後(したがってまた、国家成立後)には、所有は契約に基づくことになる。というのも、そこでの私の所有は、もはや単なる抽象的権利ではなく、いまや普遍的意志(=国家)のうちに現存在を有しているのだから、そのような現存在を付与する形式を備えていなくてはならないからである (§ 217)。
- ¹¹ 莫大損害は本来、売買契約における売主の保護を目的とし、売主は合意した価格が売買目的物の真の価格の半分を下回るならば、売買契約を解除できると規定したものである。オーストリア民法典934条は、売買契約だけでなく全ての有償契約に及ぶ規定として莫大損害を定めている(クリンゲンバルク [2001], 52-3頁)。
- ¹² 単なる約束は「未だ私の意志の主観的規定にとどまっております、それゆえに私はまだそれを変更できる」というヘーゲルの説明は誤りであると本論は考える。ヘーゲルは、約束がもつ道徳的拘束力に法的保障を与えたものが契約であると説明すべきであった。ヘーゲルがこのような仕方では約束と契約の区別に言及するのは、いわゆる自然債務を念頭に置いてのことであろうと本論は推察する。
- ¹³ 「私はAを行うと約束する」と述べることは、Aを行うことを意図するという責任を負うことなのである」(サール [1986], 111頁)。
- ¹⁴ 「物品が価値という靈魂をもつのは、人間が人格の尊厳という価値をもつものと同じ仕組みによる。すなわち、関係が存在を維持するのである。」(加藤 [1999], 106頁)
- ¹⁵ 本稿はRISTEX研究開発プロジェクト「自律機械と市民をつなぐ責任概念の策定」(JPMJRX17H3)による研究成果の一部である。

(2019年9月24日受理)